

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・自然環境課

法令名	自然公園法		法令番号	昭和32年法律第161号		
手続名	普通地域内における行為の禁止・制限及び措置命令（国定公園）		根拠条項	第33条第2項		
処分基準	<p>1 処分は、「玄海国定公園普通地域及び佐賀県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」（平成13年6月22日制定）によるほか、自然公園の風景を保護するために必要と認める場合に行うものとする。</p>					
	対応区分	<p>1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	処理機関	市町（2以上の市町の区域にまたがる場合は有明海再生・自然環境課）	交付機関	市町（2以上の市町の区域にまたがる場合は有明海再生・自然環境課）